

## 「論文」

### 日本国憲法をめぐる日本の帝国議会・国会会議録における「翻訳」という語の使用比較分析—翻訳調憲法の受容の変遷

島津美和子

#### Abstract

This study analyzes the use of *honyaku* [翻訳 translation] in the minutes of the Japanese Imperial and National Diets in the context of constitutional law. We examine the validity of the contention that Japan's current national constitution is a translation of an original English draft by the General Headquarters of SCAP and was not drafted by the Japanese. We conclude that Japanese National Diet members more often associate the Constitution with *honyaku* and use the term with the suffix *cho* or *shu*, which imparts a negative connotation, than did Imperial Diet members. As a contrastive study, we further analyze the use of "translation" in a national constitutional discourse in the U.S. Congressional Record. Surprisingly, Congress members, while expressing general appreciation of translation of their own constitution, make no direct reference to the Japanese case. This difference is likely to reflect the role of the U.S. Constitution as a model Constitution in other nations including Japan. It also suggests that further study is needed to analyze the case of another nation whose Constitution is modeled on the U.S. Constitution, such as Liberia.

#### 1. はじめに

日本国憲法施行から75年が経過した現在、日本政府が進める改憲の理由の一つに、現行憲法はGHQから提示された英語原案を日本語に翻訳したものであり、日本が策定したものではないという主張がある<sup>1</sup>。例えば、自民党が2015年に発表した政策パンフレット『ほのぼの一家の憲法改正ってなあに?』では、孫の「憲法って変な日本語が多くない?」という疑問に対し、祖父が「今の憲法の前文にはアメリカ合衆国憲法やリンカーンの演説なんか翻訳口調で

使われているからなあ」「日本国憲法の基（もと）<sup>2</sup>を作ったのがアメリカ人だからじゃよ」と答える場面がある。祖父の主張は、換言すると、現行憲法の原案はアメリカ人が作成したもので、それを翻訳した現行憲法は翻訳の口調が残り、質が悪いということだ。ここでは「翻訳」という語が否定的な意味で用いられている。憲法が「翻訳口調」であるゆえ、悪文だという祖父の見解は、一般的なものなのだろうか。そこで、本研究では、まずこの見解が1946年当時、憲法改正草案を審議していた当時の帝国議員らの発言や昨今の憲法改正論議の国会議員の発言にもみられるか否かを検証するため、帝国議会・国会会議録をコーパスとみなし、帝国議会・国会において議員が帝国憲法・日本国憲法を討議する際の翻訳<sup>3</sup>の用例を抽出し、形式的・意味的な特徴を分析する。参考事例として、GHQの主体となった米国の議会の会議録内の憲法の文脈における translation の用例を抽出し、同様に分析する。これらの分析結果を比較し考察を行い、結論を提示する。

## 2. 先行研究

最初に辞書におけるこれらの翻訳関連の語の語義を確認しておく。文章を評価する際に用いる翻訳の複合語として、サ変接続名詞「翻訳」<sup>4</sup>と名詞的接尾辞「調」から成る「翻訳調」とサ変接続名詞「翻訳」と普通名詞「口調」から成る「翻訳口調」がある。「翻訳口調」はいずれの国語辞書でも見出し語になっていないが、「翻訳調」については一部の国語辞書に立項されている。日本最大規模の国語辞書とされる『日本国語大辞典』には立項されておらず、立項している辞書の語義は『広辞苑』の「外国語を日本語に訳してできたような、それまで日本語では使わなかった表現や文体」(p. 2733)と『大辞林』の「外国語を日本語に直訳したような独特の表現。また、そのような文体の作品」(下, p. 2407)である。このことから、2つの辞書の辞書編纂者は少なくとも「翻訳調」の語自体に否定的な意味を付与していないことが分かる。ただし、翻訳調の語釈は、具体的にどのような表現をもって外国語を日本語に翻訳した文章の特徴とみなすのかについては答えていない。辞書の利用者の解釈に委ねられている。一方で、「翻訳調」を構成する具体的な表現を抽出して「翻訳調」の概念を説明する言語学者もいる。例えば、石黒（2007: 46-64）は、「無機質な感じ」「連体修飾表現」「英語の翻訳を想起させるような表現選択」の3つを、また、大岡（2017: 15）は、人称代名詞・無生物主語、関係代名詞、比較級、動詞進行形、

受動態・使役の5点をその特徴として挙げる。石黒は「連体修飾表現」を除いて読み手が受ける主観的印象をもとにしているが、大岡の挙げる特徴は客観的に判別可能な文法的機能となっている。石黒の「無機質な感じ」は大岡の無生物主語、「連体修飾表現」は関係代名詞、「英語の翻訳を想起させるような表現選択」は比較級、動詞進行形、受動態・使役にそれぞれほぼ対応し、両者の間には共通項があると考えられるものの、翻訳調はさまざまな捉え方が可能で、厳密な定義は難しい概念といえる。

上記を念頭に先行研究を研究テーマと研究データの2つの観点から述べる。

第一に、「翻訳調」を主要テーマとする論考は、タイトルまたはキーワードに「翻訳調」を含むものに絞ると、日本語文献には数少なく、国文学と通訳翻訳研究で質的研究が各1件ある(伊原, 2000; 梅林, 2000)。しかし、これらは文学を扱っており、本研究のように法令文を対象としていない。

一方、英語文献では、「翻訳調」の英語相当表現として、名詞の translation, translator および動詞 translate に接尾辞 -ese を付加した名詞の translationese, translatorese, translateese がある。「翻訳調」と同様にこれら3語の語義を辞書で確認する。『オックスフォード英語大辞典』(OED) はこれら3語に同一の語釈を当てており「(悪い) 翻訳の性質と感じられる言語様式。翻訳文書の中のぎごちない、不自然、または、慣用的でないようにみえることば (language)、特に翻訳者が原文に特有の特徴を訳文にできるだけ持ち込むように試みた結果、生じたことば」(以上、筆者訳。以下、原典の訳は筆者による) としている。否定的な意味が認められる。また、OED は接尾辞 -ese の現代的な用法として批判する対象の文章に付加することを説明し、例として newspaperese, novelese, officialese, journalese を挙げる。つまり、「翻訳調」の「調」と違い、接尾辞自体に否定的な意味がある。一方、米語辞書の『メリアム・ウェブスター英語辞典』(MWD) には、translatorese のみが立項され、その語義は「翻訳者に特有の用語(ジャーゴン)、訳質の悪い文書」となっている。また接尾辞 -ese については「話し言葉、特定の場所、人、集団、学問、題材、活動に特有な話し言葉、書き言葉、または言い回し」であり、「通常、侮蔑に用いた語についていう」と説明している。OED の語釈と同様、単語と接尾辞の両方に、否定的な用法を注記している。つまり、米語の場合も、translatorese や接尾辞 -ese が否定的な意味を持つことが分かる。また、見出しの選択については OED と MWD で違いがある。実際の頻度を、書籍の頻度をもとにしている Google Books Ngram Viewer<sup>5</sup> でみると、translationese が他の2つ(translatorese と translateese) と比べ

圧倒的に多い。

以上のことを踏まえ、translationese をタイトルまたは要約に含む論考をみると、1990年から2021年の30年間に1件あるかないかの程度で推移してきたが、2000年頃から2~4件となる年が増えてきている。translationese は元の言語で書かれた文書（非翻訳文書）と翻訳された文書（翻訳文書）とを区別する指標として用いられてきたが、近年は文書自動分類システムの開発を視野に入れた研究がみられるようになったことがこの増加と関係していると思われる。また、論文の被引用数（Google Scholar による）については1桁から3桁台までであり、ばらつきがある。被引用数が200を超える論考は2件あり、多い順に Baroni and Bernardini (2006)、Tirkkonen-Condit (2002) となっている。いずれも量的研究である。簡単に内容を紹介すると、Baroni and Bernardini (2006) は機械学習を用いて translationese を同定するアプローチについて考察したものである<sup>6</sup>。一方、Tirkkonen-Condit (2002) は、「translationese は存在するのか」という問いを設定し、フィンランド語コーパスを使って人間の被験者に非翻訳記事と翻訳記事とを区別できるかを実験し、考察を加えた論考である。分析結果は、非翻訳記事と翻訳記事それぞれの言語的特徴は明示的には区別の手掛かりになっていなかったというものだった。これは、文書のジャンルや翻訳の質の方が非翻訳記事と翻訳記事の差異よりも特徴的にあらわれていたためであった。例えば、被験者は翻訳品質が高いと翻訳記事を非翻訳記事と誤って判別する傾向があった。

translationese の文献のうち、日本語について論じた論考には文学を対象とした3件 (Meldrum, 2009a, 2009b, 2009c) と翻訳調の受容度に関する調査報告1件 (Furuno, 2005) がある。同調査報告は翻訳者を対象に翻訳調の逐語的な日本語と自然な日本語のどちらを好むかを調査したもので、後者の率が高いことを報告している。

なお、「翻訳調」の英語相当表現を translationese としたが、これらは厳密には等価とはいえない。翻訳そのもののあるべき姿を論じた Newmark (1991) は、translationese とは翻訳者の母国語文書を外国語に訳した場合にみられる事象であり、translationese が悪い理由は、事実を言い表していない、文法的に不適切なためでは決してなく、原文のトーンやムードが訳文では正しく伝わらず、ごちないためだと述べている (pp. 21–22)。続いて「干渉の美德と翻訳調の悪徳」(The Virtues of Interference and the Vices of Translationese) という章を設け、translationese を干渉 (interference) と対比させながら説明する。両者とも起点

言語の影響により生じた現象であることは共通しているが、translationese が誤りであるのに対し、干渉は誤りでない点において両者は異なるとしている (p. 78)。そして translationese は無知または注意力の欠如による誤りであり、直訳では意味がずれたり、曖昧になるか、明確な理由もなく目標言語の用法に反する現象だと説明する (p. 78)。つまり、翻訳を行う側にとって translationese は避けるべきものということである。

第二に、国会会議録を「戦後 60 年近くにわたる…話し言葉での膨大な発話記録」(松田, 2008: 1) あるいは大規模な日本語データ (松田, 2012: 55) と捉え、言語研究に生かすことがなされてきた。松田 (2008) では、同会議録を生かした語彙論、形態論、談話分析、社会言語学、方言学、自然言語処理といった言語学の各分野の研究が紹介されている。ここ 2~3 年の文献数は 2~3 件であるが、2015 年から 2019 年までは 4~7 件の範囲で推移していた。国会会議録検索システムが 2014 年から Web API として提供されるようになり、利便性が増したことも関係していよう。研究内容としては、国会会議録が第 1 回国会 (昭和 22 年 5 月) から現在に至るまでの会議録であることを利用して、ある特定の表現の使用実態と変遷を追い、その要因を言語的に分析する通時的研究が多い傾向にある。例えば、浅川 (2019) は、形態的に「ら」が過剰に使用されている用例の出現箇所を調査し、1950 年代の使用率が最も多いこと、また 1950 年代の傾向と 2000 年代の傾向には形態的に違いがあることを見出している。一方、帝国議会会議録を言語研究に用いた論考はこれまで 1 件にとどまっている。本論考のように帝国議会会議録と国会会議録の双方を言語研究に使用した例は管見の限りこれまでない。

### 3. リサーチデザイン

#### 3.1 研究目的と研究設問

本研究は、現行憲法は翻訳の口調が残り、質が悪いという見解が 1946 年当時、憲法改正草案を審議していた当時の帝国議員や昨今の憲法改正論議の国会議員の発言における表現上の特徴にもみられるか否かを検証することを目的とし、研究設問を「日本の憲法の文脈において『翻訳』という言葉について国会の場でどのように語られてきたか。また、日本国憲法成立後と成立前で語られ方に違いがあるか」と設定する。会議録は一つのジャンル、すなわち、「メンバーがコミュニケーション上の諸目的を共有するコミュニケーションの事象の一

種」(Swales, 1990: 58)を構成すると考えられる。Swalesによれば、これらの諸目的はジャンルの存在理由をなし、その結果、ディスコース構造を規定し、内容とスタイルの選択に影響を及ぼすとし、さらには、それらの内容とスタイルには特定のパターンがあるとしている(1990: 58)。ジャンル分析と関連の深いものにムーブ分析がある。ムーブとは同じくSwalesが考案した研究枠組みであり、端的には「ジャンルのコミュニケーション上の全体的目的を達成するテキスト中の機能的単位」(Kanoksilapatham, 2007: 24)であり、あるジャンルの典型的なテキストはこの一連のムーブから構成されている(Kanoksilapatham, 2007: 24)。ムーブ分析は、幅広い学問分野と専門分野のディスコースの研究に適用されているが、会議録に焦点を当てたムーブ分析の研究の論考は特定できていない。しかしながら、ムーブという用語を使わなくともそれに類する研究はあり、例えば、山口(2017)では、国会会議録のうち、衆参両議院の本会議・予算委員会の会議録に限定した場合、会議は(1)「趣旨説明」、(2)「質疑」、(3)「討論」、(4)「採決」の4段階があるとしている。本研究が対象とする会議録もこれと同じ段階を踏むが、「翻訳」が語られる場面は質疑と討論が中心となる。いずれも、質問者、回答者、発言者は聞き手に自らの主張を理解してもらい、賛同を求めるため、いわば正当化するために質疑、回答、発言を行うと考えられる。そこで本研究では、そうした目的のために、話者がどのような特徴の表現を用いているかに着目する。

## 3.2 データ

### 3.2.1 日本語データ

帝国議会議録および国会会議録から成る。前者については、帝国議会議録検索システム(<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp>)に対し、キーワードに「帝国憲法改正 AND 翻訳」<sup>7</sup>を設定し検索し得られた36会議の会議録のうち、憲法の文脈で「翻訳」を用いた発話を日本語データに使用する(付録表1)。付録表1に示す会議録は帝国議会における帝国憲法改正案の審議の過程を記録したものであり、これらの会議録内の発話は帝国憲法改正案をめぐる議員が「翻訳」をどのように語っているかをみるために使用する。衆議院の帝国憲法改正案委員会(芦田均委員長)および帝国憲法改正案委員小委員会(芦田均委員長、通称芦田小委員会)、貴族院の帝国憲法改正案特別委員会(安倍能成委員長)の会議録が大半を占める。これらの会議では、各議員から出された意見をもとに枢密院にて可決された憲法改正草案が審議され、草案に各種の追加や修正がな

された。

一方、国会会議録については、国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp>) に対し、キーワードに「(翻訳調 OR 翻訳臭) AND 憲法」<sup>8</sup>を設定し検索した結果、得られた会議のうち、憲法の文脈で「翻訳調」または「翻訳臭」を用いた発話を日本語データとして使用する(付録表2)。文字列としては「翻訳調」と一致するが「翻訳調査」など「翻訳調」を意味しないものや刑事訴訟法など憲法以外の法令を指して「翻訳調」「翻訳臭」と述べているものは除外してある。付録表2内の発話は現行の日本国憲法と翻訳の関係について議員がどう語っているかをみるために使用する。検索対象を「翻訳」ではなく「翻訳調」「翻訳臭」に限定したのは、帝国議会会議録でまとまった数、生起していた「翻訳調」, 「翻訳臭」に限定することによって、目視で分析可能な数に抑えるためである。

### 3.2.2 英語データ

アメリカ議会図書館の運営する Congress.gov で公開されている 56 議会 (1899-1901)~103 議会 (1993-94) および 104 議会 (1995-) 以降の *Congressional Record* に対し, “Constitution translation” および “translation of \* Constitution”<sup>9</sup> を検索語とし, 当該サイトの検索システムで検索し得られた結果を 20 会議分の英語データとして使用した。検索時, 検索語はその派生語も含めて検索するよう条件設定した。なお, translationese, translatorese, translate の用例は文脈に関わらず皆無であった。

## 3.3 手法

### 3.3.1 データの事前処理

3.2 のデータは発話単位で Microsoft Excel に集計し, 発話者名, 発話者出自, 該当会議名, 日付などの項目を追加した上で, 分析の効率化のためにテーブルに変換した。発話数は, 帝国議会 76, 国会 35, 米国議会 22 であった。

### 3.3.2 分析の手順

各発言の前後を精読し, 発話者がどのような背景と意図で「翻訳」(帝国議会の場合), 「翻訳調」あるいは「翻訳臭」(国会の場合), translation (米国議会の場合) を用いているかを吟味する。その際, 前後に出現する特徴的な語の有無も精査する。

## 4. 結果と考察

### 4.1 帝国議会議録

帝国議会議録中の「翻訳」を発言目的別に分類した結果を表3に示す。翻訳の行為ないし翻訳結果を指し示す場合が約8割を占め、この場合、発話者は翻訳に対して中立的であった。批判に用いる場合は、「翻訳調」(1件)よりもむしろ「翻訳(の)口調」(11件)と表現することが多かった。「翻訳(の)口調」の例を(1)に示す。

- (1) 「翻譯の口調<sup>10</sup>があつて、而も餘り巧みな翻譯であると云ふことは申されぬやうであります、細かい修正意見は委員會に於て申しますが、私は洵に此の文字の用ひ方に於て遺憾を感じて居ります、條文は簡單でありますから、さう翻譯口調が出て居ると云ふやうな所がありませぬが、此の前文には翻譯口調が大いに出て居ります、」(日本自由党 北れい吉 第90回帝国議会議 衆議院 本會議 第5号 昭和21年6月25日)

表3. 帝国議会議録中の「翻訳」

| 発言目的                        | 件数  | 実際の表現  | 程度副詞が前接する件数 |
|-----------------------------|-----|--|-------------|
| 翻訳した結果の文書を指し示すため            | 51  | 翻訳(42)、翻訳語(5)、翻訳文(3)、翻訳物(1)                          | -           |
| 行為としての翻訳を指し示すため             | 32  | 翻訳(32)   | -           |
| 発話者本人が憲法前文または憲法全体を批判するため    | 19  | 翻訳(の)口調(11)、翻訳的(3)、翻訳臭(2)、翻訳の印象(1)、翻訳文の感(1)、翻訳の臭ひ(1) | 3           |
| 他者の憲法前文または憲法全体に対する批判に言及するため | 2   | 翻訳的(1)、翻訳調(1)  | 1           |
| 翻訳主体                        | 1   | 翻訳者(1)   | -           |
| 延べ数                         | 105 | -  | 4           |

注1 議録は、旧字体を用いているが上記表では適宜新字体にあらためた。

注2 「実際の表現」列の括弧内の数字は件数を示す。

ただし、これには注意が必要である。表3の各表現の件数は、発話者の発話の回数に左右されるためである。実際、それぞれの発話者は批判のために使用する表現が異なっていた(表4)。複数の発話者に使用された表現は「翻訳口調」と「翻訳的」ととどまっており、批判のための統一的な表現はなかったことが分かる。

表4. 憲法を批判するために使用した表現(発話者別)

| 発話者  | 所属党派   | 批判に使用した表現        |
|------|--------|------------------|
| 山本勇造 | 無所属倶楽部 | 翻訳臭              |
| 廿日出麿 | 日本自由党  | 翻訳的              |
| 森戸辰男 | 日本社会党  | 翻訳の印象            |
| 北れい吉 | 日本自由党  | 翻訳口調, 翻訳の口調, 翻訳的 |
| 山田悟六 | 日本進歩党  | 翻訳文の感            |
| 原健三郎 | 日本進歩党  | 翻訳口調             |
| 安部俊吾 | 日本自由党  | 翻訳の臭ひ            |

また、特に厳しく批判する場合は、「極めて」「甚だ」「全く」といった程度副詞と共に起していた。表4の表現は、品詞的には名詞句および形容動詞があるが、名詞句の場合は形容詞や形容動詞を付加した上で程度副詞を用いている(例(2))。ここでは「甚だ…濃厚」と形容することで、翻訳臭さが存在するだけでなく、発話者が翻訳臭いと評価する基準点を憲法の翻訳臭さの程度が上回っていることを意味する。つまり、より強く批判していることになる。『使い方の分かる類語例解辞典』においても「甚だ」は「普通の程度を超えているさまを表わし、特に自分にとってマイナスの物事の場合に多く使われる」(p. 1005)と注記されている。

- (2) 「私は本草案が、既に北、鈴木両同僚に依つて指摘された如く<sup>11</sup>、甚だ翻譯の臭ひが濃厚であると思ふのであります。」(安部俊吾 無所属倶楽部 第90回帝国議会 衆議院 本会議 第8号 昭和21年6月28日)

批判のための表現は、発話者本人は必ずしも批判の立場に立っておらず、中立を保ちつつ、他者の批判に言及する際にも件数は2件にとどまるが用いられていた。例(3)では、憲法の調子が翻訳的であると評することは非難に相当

すると明言している。

- (3) 「又新憲法の調子が甚だ翻譯的であると云ふ御非難もありましたが、勿々の際、或は用語等に於て御不満な所もありませうが、是は十分に御審議を下すつて、御満足の行くやうに御改めになられたいと思ひます<sup>12)</sup>」(吉田茂 内閣総理大臣兼外務大臣兼厚生大臣臨時代理 第90回帝国議会 衆議院 本会議 第5号 昭和21年6月25日)

#### 4.2 国会会議録

国会会議録中の「翻訳調」「翻訳臭さ」を発言目的別に分類した結果を表5に示す。

表5. 国会会議録中の「翻訳調」「翻訳臭さ」

| 発言目的                            | 件数              | 程度副詞類が前接する件数 | 強意表現が前接する件数 |
|---------------------------------|-----------------|--------------|-------------|
| 発話者本人が憲法前文または憲法全体を批判するため        | 22(うち1件は「翻訳臭さ」) | 5            | 0           |
| 他者の憲法前文または憲法全体に対する批判に言及するため     | 9               | 1            | 0           |
| 発話者本人が自党を代表して憲法前文または憲法全体を批判するため | 6               | 1            | 1           |
| 延べ数                             | 37              | 7            | 1           |

なお、名詞句「翻訳臭」は国会会議録にはなく、名詞「翻訳」に形容詞型の接尾語「臭い」を付加した「翻訳臭い」の連体形の名詞化「翻訳臭さ」が1件あるにとどまった。発言目的別にみると発話は発話者が自ら憲法を批判するケースが過半数を占め、発話者が自党を代表して批判するケースと合わせると7割強になる。帝国議会と異なり(表4の所属会派の列参照)、発話者の属する政党によって、日本国憲法の文章に批判的かどうかが分かれていた。発話者自身が批判するケースと自党を代表して批判するケースの合計件数の2割強は、「極めて」、「非常に」、「余りに」、「余りにも」の程度副詞(例(4)), ある

いは、名詞「切り」に由来する成句「切りがない」に副助詞「くらい」を伴った「切りがないくらい」という程度を示す表現を用い、手厳しく批判していた(例(5))。あるいは名詞句としての「翻訳調」を強意表現「全くの」で修飾することによって、批判の程度を強めていた。

- (4) 「現行憲法を見てみますと、どうでしょう。制定の経緯から、非常に翻訳調でわかりにくい表現が多くあります。」(近藤三津枝 自由民主党 第180回国会 衆議院 憲法審査会 第1号 平成24年2月23日)
- (5) 「憲法前文から日本語の表現としていかなものかというようなことを取り上げれば切りがないくらい翻訳調で、国語としてなっていないというふうに思っております。」(山谷えり子 自由民主党 第179回国会 参議院 憲法審査会 第3号 平成23年12月7日)

また、批判する発話者は「翻訳調」を補完する目的で、しばしば言い換え表現を使っていた。「わかりにくい」が複数あり、このほか「日本語にややなじまないような語感を持った」、「悪文」、「美しくない」、「日本語として違和感がある」があった。これらの表現は、各発話者が具体的にどのような意味で「翻訳調」を用いているかを示す。発話者によっては、現状の憲法がどのような点で「翻訳調」であるかではなく、それをどのような表現に改めるべきかを説明している。この場合、そうした表現の否定がその発話者にとっての「翻訳調」を示すと考えられる。例えば、(6)の発話者は「翻訳調」とは難解であり、わかりにくく、模範的な日本語ではないと捉えていると推察できる。

- (6) 「前文の文章表現に関しましても、1. 翻訳調の現行の前文の表現を改め、前文の文章は、平易でわかりやすいものとし、模範的な日本語の表現を用いるべきである」(保岡興治 自由民主党 第160回国会 衆議院 憲法調査会 第1号 平成16年8月5日)

最後に他者の批判に言及する例を2つ挙げる。このうち、例(7)の「よい表現で言えば感情的」は憲法前文が翻訳調とする声や改憲の提言者は現状の憲法を批判していることを婉曲的に述べている。また、例(8)では、宮沢喜一は当初、日本国憲法の文体に違和感を持っていたが、徐々になじんでいったこ

とを述べている。さらに、好き嫌いの感情が憲法の文章に批判的か否かに影響することを示唆している。

- (7) 「憲法前文は翻訳調だという声があるんですね。それからまた、したがって、正しい日本語で書き直すべきだという、それに対する提言があるんです。どうも聞いておりますと、なかなかこれは気持ちがこもった発言であるがゆえに、よい表現で言えば感情的だというふうに申し上げてもよいと思います。」(土井たか子 社会民主党・市民連合 第162回国会 衆議院 憲法調査会 第4号 平成17年2月24日)
- (8) 「先ほど来、憲法の制定の経緯であるとか、あるいは前文についての好き嫌いも含めての意見の表明がありました。よく、現行憲法が翻訳調だというような批判のされ方があるんですけども、私自身は実はそれを実感としてよくわからなかったんです。例えば、憲法二十三条は『学問の自由は、これを保障する。』五七五で書かれていますし、特に違和感を持って受けとめていなかったんですけども、宮澤先生が、最初見たころはバタくさいなと感じただけですけどもそのうちなじんでいったというような御発言をされていて、恐らく、制定当時、例えば手紙の書き方でも、候書きで教育を受けた方にとってみれば、バタくさいというのが非常に翻訳調だという言葉のあらわれなのかなと思ってお話を伺いました。」(山花郁夫 民主党・無所属クラブ 第161回国会 衆議院 憲法調査会 第4号 平成16年12月2日)

#### 4.3 米国議会議録

米国議会議録中の translation (派生語を含む) を内容別に分類した結果を表6に示す。合衆国憲法の他の言語への翻訳を指す場合が最も多く、次いで、他国の憲法の英訳を指す場合が多くみられた。

前者の場合、どのケースも合衆国憲法の他言語訳およびその翻訳者を高く評価している点が特徴的であった。次の例はスペイン語訳の発行がもたらす恩恵について述べている。

- (9) “I have not doubt that a House document in Spanish, especially the Constitution,

表 6. 米国議会議録中の Constitution と共起する translation

| 種別             | 件数 | 内訳   |
|----------------|----|--|
| 合衆国憲法の他の言語への翻訳 | 10 | 子ども向け <sup>13</sup> (5), スペイン語訳 (3), ハンガリー語訳 (1), ギリシャ語訳 (1) |
| 他国の憲法の英訳       | 7  | キューバ憲法 (3), ニカラグア憲法 (2), ブラジル憲法 (1), ロシア憲法 (1)               |
| 他の言語への翻訳以外の意味  | 5  |  |
| 延べ数            | 22 | -  |

注 「内訳」列の括弧内の数字は件数を示す。

can be an effective step towards this end. There is no doubt, as well, that a Spanish translation of the Constitution would also be useful to House Members in being able to provide copies for use in bilingual classes, Spanish language classes, and for use in naturalization classes, in addition to meeting the immediate need for a clearer understanding of the impeachment process. Above all, as true Representatives, we can use this effort to provide Spanish translations of our Constitution to increase communications with our Spanish speaking population.” (Patricia Schroeder, Colorado, House of Representatives; *Congressional Record*, vol. 120, part 21, Extensions of Remarks<sup>14</sup>, 8/8/1974)

一方、後者の場合、該当国の憲法の英訳は、米国との貿易関係や外交関係上、その国の国家基盤を把握するために使われていた。議員が該当国の言語を理解できないためである。この場合、次に示す例のように議員は翻訳に対して否定的でも肯定的でもない。

- (10) “Let me quote again—you heard it in Senator Borah’s speech, but it is of sufficient importance to be quoted again—article 106 of the Nicaraguan constitution in its entirety. I use the translation of the constitution published by the Government of the United States in 1919.” (Burton Kendall Wheeler; *Congressional Record*, vol. 68, part 2, Senate, 1/26/1927)

ただし、日本国憲法の議論とは違い、翻訳の自然さを議論するケースは本研究のデータ中にはなかったが、複数の翻訳を比較して、訳語の適切さを議論するケースはあった（例（11））。ここでは lack という語をその出現箇所を引用して（in the case…the office…）紹介している。

- (11) “I have here the translation of the constitution of Nicaragua, which was sent by the State Department of the United States to the Committee on Foreign Relations. I find only one word in this translation different from the wording of the section as the Senator from Montana read it. That is the word “lack” instead of “default.” It reads:

In the case of the absolute or the temporary lack of the President of the Republic, the office—

And forth.” (Henrik Shipstead; *Congressional Record*, vol. 68, part 2, Senate, 1/26/1927)

このほかに、日本語では「翻訳（する）」に相当しない translation/translate の用例も複数あった。これらの用例では動詞 translate は日本語の「変える」「移す」などの動詞に相当する。例えば、“translate [the Constitution] into real life”がある。これらの用例は、Constitution が合衆国憲法を指し、into が動詞 translate に後続する点が共通していた。つまり、文構造は“V + O + into + 名”のように定式化できる。また、前置詞 into の目的語は変化・推移・行為の結果を示す名詞句がくることも共通している。一方、Constitution of Japan や Japan's Constitution など日本国憲法を意味する語は、今回のように翻訳の文脈に限定すると、米国議会会議録には用例が皆無であった。さらに、日本の国会で盛んに取り上げられた日本国憲法の英語版についても翻訳の文脈では言及がみられなかった。

## 5. まとめと結論

本論考では、現行憲法は翻訳の口調が残り、質が悪いという見解が憲法を実際に審議したあるいはしている議員にも共有されていたあるいはされているのか否かを検証するために、日本の憲法の文脈において翻訳が帝国議会あるいは

国会の場でどのように語られ、また、日本国憲法成立後と成立前でその語られ方に違いがあるかという研究設問を立て、議員の発言内容を分析し、その形式的・意味的な特徴を明らかにした。帝国議会および国会での議員の発言から「翻訳」を抽出し、分析した結果、帝国議会においては憲法の日本語原案、国会では現行憲法に対して翻訳の調子を持つとして否定的または批判的な見解が議員にみられた。加えて後者ではその否定や批判の強度が増し、また議員が自党を代表して批判するケースが新たに生じた。また、政党によって現行憲法に批判的な立場か、中立的な立場かが分かれる傾向があった。つまり、現行憲法が翻訳調であるという見方は議員の統一的な見方ではないといえる。対照事例として、米国議会において翻訳が憲法の文脈でどのように語られてきたかを同様に分析した結果、第一に、合衆国憲法の他言語訳に対しては肯定的であることをみた。この要因として次のようなことが指摘できる。合衆国憲法は模範憲法として、日本のみならず多くの国々の憲法の制定に影響を及ぼしてきた (Billias, 2009; Blaustein, 1987)。このように合衆国憲法が翻訳を通して世界に広まることは、世界の大国としての米国の地位の確保に貢献すると推察される。つまり、米国にとって歓迎すべきことと考えられる。第二に、米国議会議員は他国の憲法の英語訳が文章として自然かどうかを問題にはしていなかったが、これはこの英語訳が他国の情報を得るための翻訳であって、必要な情報が得られれば翻訳の巧拙は求められないためと考えられる。さらに、日本語と英語の影響力の大きさも関係する。日本では、他国の憲法を日本語に翻訳することが多いが、自国の憲法を英語以外の言語に翻訳することは少ない。一方、米国は自国の憲法を他の言語に翻訳すること、すなわち多言語化することに力を入れる (National Constitution Center, n.d.)。他国の憲法は英語版がすでに存在することが多いからである。これらのことから、例えばベリヤのように (Blaustein, 1987: 21–22, 25) 日本と同様に合衆国憲法から大きな影響を受けた国の憲法では翻訳についてどのような議論がなされているかを今後研究していくことが必要であろう。

また、日本の現状憲法の国会での議論では、翻訳調を避けるべきものとして、全国紙 (本論では『朝日新聞』と『読売新聞』) の記事の中で日本国憲法と翻訳調が共起するケースは 1990 年代になって初めて登場した。少なくとも 1990 年代までは全国紙を読む一般市民は日本国憲法が翻訳調であるか否かについて関心を払っていなかったと考えられる。これらの記事には、議員、特に自民党議員の現行憲法は翻訳調だという見解を取り上げたものが多い。一

般市民の見解を取り上げた記事は数少なく、それらの数少ない記事からは、一般市民が憲法の文体を受け入れたことがうかがえる（例えば、池澤（1996））。また、国会においても国会議員からではないが「現在の前文は、大変に格調高いものであり、国民の間にも定着しており、改正の必要は一切ないとの御主張もなされているところでございます」（橋幸信 衆議院法制局 第183回国会衆議院 憲法審査会 第9号 平成25年5月16日）という指摘があった。広く日本の論壇に目を向けると法令文や技術文書の翻訳について『『翻訳調』として、しばしば問題になる『日本語』は、実は『科学』『社会』など無数の、外来の諸概念を実現するための新造語の創出とともに、それを可能にするための日本人の生み出した貴重な工夫であったと考えるべきであろう」（村上, 2021: 96）といった前向きな見方もある。日本国憲法は翻訳調という紋切型の議論は再考の必要があると思われる。

## 謝辞

本稿の内容は、英語コーパス学会第48回大会（2022年10月、オンライン）における研究発表に基づいている。本稿の執筆に際し、査読委員3名の先生方より多くの貴重なご助言とご示唆を賜った。ここに深く感謝申し上げたい。本稿における不備はすべて筆者の責任である。

## 注

1. ただし、これは2023年現在では主な理由とはなっていない。例えば、『朝日新聞』が2022年に行った全国の有権者に対する世論調査によれば、改憲が必要とする理由として「国防の規定が不十分」(29%)、「古くなった」(27%)が上位2位であり、「アメリカからの押し付け」は16%にとどまる（『朝日新聞』（2022.5.3））。
2. 「基」の読みの「もと」は縦書きの原典では漢字の右側に付されていたが、ここでは漢字の後ろの括弧内に表示している。
3. 本稿で使用する翻訳は、主として、議員が日本国憲法の論議に用いる場合の翻訳を指す。日本国憲法についてはさまざまな政治的立場やイデオロギイ的立場から論じられているが、それが各議員の翻訳に対する見方に影響を及ぼすと考えられる。これは一般的に用いる翻訳とは異なる。しかし、前者の意味での翻訳か、一般的な意味の翻訳かのいずれを指すかは文脈で理解可能と思われるため、特に表記上区別しない。なお、鍵括弧は翻訳という語を本文中で特に強調したい場合に付す。
4. かつては「翻」の異体字「飜」から成る「飜訳」や「訳」の旧字体の「譯」から成る「翻譯」「翻譯」の表記がみられたが、本研究では「翻訳」とこれらを区別せ

ずに用いる。ただし、引用箇所は原典通りとする。

5. <https://books.google.com/ngrams/>  
 なお、検索するコーパスは American English 2019, British English 2019, English 2019 (<https://books.google.com/ngrams/info> を参照) の 3 つを選択した。いずれも translationese が圧倒的に多かった。
6. 二人は、地政学分野のイタリア語記事のタグ付きコーパスから一部を抽出した非翻訳記事と翻訳記事から成るテキストをサポートベクタマシン (SVM) に学習させた後、コーパスの残りの記事を自動で仕分ける実験を行った。その結果、正確度、精度、再現率がいずれも 85% 以上となったこと、さらに、同じ仕分けの作業を 10 名にさせたところ、正確度、精度、再現率の被験者のスコアの平均値よりも SVM のスコアの方が上回ったことを報告している。この結果の分析により、Baroni and Bernardini (2006) は SVM が非翻訳記事と翻訳記事とを仕分ける手掛かりとしていたのは、機能語と形態統語的要素の分布、とりわけ人称代名詞と副詞の分布であったことを見出した。
7. AND は AND 検索を示す。この検索式の仕様については、帝国議会会議録検索システムのヘルプ (使い方ガイド) (<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/help.html>) の「4. 検索機能の詳細」を参照。
8. OR は OR 検索を示す。この検索式の仕様については、国会会議録検索システムのヘルプ (使い方ガイド) (<https://kokkai.ndl.go.jp/help.html>) の「4. 検索機能の詳細」を参照。
9. \* は正規表現の数量子。直前の文字が 0 個以上であることを示す。
10. 以降、引用中の下線は筆者による。
11. 北の指摘は、(1) に抜粋している。一方、鈴木は憲法の文章を批判する際、翻訳という語を使っていない。「今回御提案の憲法前文…北君は、主として外国語臭い、別に外国語を参考にして書いたものではないと信じてますが、外国語の臭ひがする、それも間違つた理解の上に立つて居ると云ふやうな點を御指摘になつたのであります。之を讀みますと、洵に冗漫であり、切れるかと思へば續き、源氏物語の法律版を讀むが如き感がある…極端に申せば、泣くが如く、訴ふるが如く、翳々として盡きざること縷の如しと言ひたい、一沫の哀調すら漂つて居るやうに感ずるのであります」(鈴木義男 日本社会党 第 90 回帝国議会 衆議院 本会議 第 6 号 昭和 21 年 6 月 26 日)
12. ここで段落末となっているため、句読点はない。
13. 子ども向けの「翻訳」は、日本語で一般的にいう外国語への翻訳とは異なるが、書名が *Constitution Translated for Kids* であり、著者の Cathy Travis も自身のホームページで同書を “a simple, widely acclaimed, non ideological translation of the entire U.S. Constitution, side-by-side with the original 1787 text.” (<https://www.travisbooks.com/children>) と紹介し、自著を translation と捉えているため、本研究では他言語への翻訳と同様に扱った。一方、日本では、子ども向けに書かれた日本語の憲法の書物として、例えば『井上ひさしのこどもにつたえる日本国憲法』が刊行されている。

同書は書名には「翻訳」という語を用いていないものの、出版社による内容紹介には「平和憲法の精神を表している『前文』と『第九条』を、井上ひさしが子どもにも読める言葉に『翻訳』」（講談社, 2006）とあり、「翻訳」が括弧付きで用いられている。

14. Extensions of Remarks とは米国議会の議場で行った声明を補完する賛辞。声明、その他情報を含む記録である。詳細は、GovInfo (<https://www.govinfo.gov/help/crec>) を参照。

## 参考文献

- 浅川哲也 (2019) 「国会会議録にみられる〈ら入れ言葉〉の使用実態について」『言語の研究』第5号: 57-72.
- Baroni, M., & Bernardini, S. (2006) "A New Approach to the Study of Translationese: Machine-learning the Difference between Original and Translated Text." *Literary and Linguistic Computing*, 21(3): 259-274.
- Billias, G. (2009) *American Constitutionalism Heard round the World, 1776-1989: A Global Perspective*. New York, NY: New York University Press.
- Blaustein, A. P. (1987) "Our Most Important Export: The Influence of the United States Constitution Abroad." *Connecticut Journal of International Law*, 3(1): 15-30.
- ese, suffix. (2022, June). *OED Online*. Retrieved August 15, 2022, from [www.oed.com/view/Entry/64342](http://www.oed.com/view/Entry/64342)
- ese. (n.d.). In *Merriam-Webster.com Dictionary*. Retrieved February 23, 2023, from <https://www.merriam-webster.com/dictionary/-ese>
- 「不安定な世界、憲法は 朝日新聞社世論調査」(2022.5.3)『朝日新聞』朝刊, 6頁.
- Furuno, Y. (2005) "Translationese in Japan." In Hung, E. (ed.), *Translation and Cultural Change: Studies in History, Norms and Image-projection*. Amsterdam: John Benjamins, pp. 147-160.
- 伊原紀子 (2000) 「文学翻訳における異化・同化」『国際文化学』(神戸大学国際文化学会), 03: 105-116.
- 池澤夏樹 (1996.7.29) 「絶対安全の虚構 憲法を信じて進む文学的時代」『朝日新聞』夕刊, 3頁.
- 石黒圭 (2007) 『よくわかる文章表現の技術 V: 文体編』東京: 明治書院.
- Kanoksilapatham, B. (2007) "Introduction to Move Analysis." In Biber, D., Connor, U., & Upton, T. A. (eds.), *Discourse on the Move: Using Corpus Analysis to Describe Discourse Structure*. Amsterdam: John Benjamins, pp. 23-41.
- 講談社 (2006) 「講談社 BOOK 倶楽部」 Retrieved November 29, 2022 from <https://bookclub.kodansha.co.jp/product?item=0000183309>
- 松田謙次郎 (2008) 「国会会議録検索システム概論」松田謙次郎 (編) 『国会会議録を使った日本語研究』東京: ひつじ書房, pp. 1-32.

- 松田謙次郎 (2012) 「国会会議録をつかう」日比谷潤子 (編) 『はじめて学ぶ社会言語学—ことばのバリエーションを考える 14 章』 京都: ミネルヴァ書房, pp. 54–79.
- 松村明 三省堂編修所 (編) (2019) 『大辞林』 第 4 版 東京: 三省堂.
- Meldrum, Y. F. (2009a) *Contemporary Translationese in Japanese Popular Literature* [Doctoral dissertation, University of Alberta].
- Meldrum, Y. F. (2009b) “Translationese in Japanese Literary Translation.” *TTR*, 22(1): 93–118. DOI: doi.org/10.7202/044783ar
- Meldrum, Y. F. (2009c) “Translationese-specific Linguistic Characteristics; A Corpus-based Study of Contemporary Japanese Translationese.” 『通訳翻訳への招待』 3 号: 111–131.
- 村上陽一郎 (2021) 『文化としての科学／技術』 東京: 岩波書店.
- National Constitution Center (n.d.) *About us*. Retrieved November 29, 2022 from <https://constitutioncenter.org/about>
- Newmark, P. (1991) *About Translation*. U.K.: Multilingual Matters.
- 大岡玲 (2017) 「『翻訳』 というアイデンティティ」 『日本語学』 第 36 卷, 第 12 号: 8–17.
- 新村出 (編) (2018) 『広辞苑』 第 7 版 東京: 岩波書店.
- 小学館辞典編集部 (編) (2003) 『使い方の分かる類語例解辞典』 新装版 東京: 小学館.
- Swales, J. (1990) *Genre Analysis: English for Academic and Research Settings*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tirkkonen-Condit, S. (2002) “Translationese: A Myth or an Empirical Fact? A Study into the Linguistic Identifiability of Translated Language.” *Target*, 14(2): 207–220.
- Translatese. (2022, June) *OED Online*. Retrieved August 15, 2022, from <https://www.oed.com/view/Entry/204842>
- Translationese. (2022, June) *OED Online*. Retrieved August 15, 2022, from <https://www.oed.com/view/Entry/204846>
- Translatorese. (2022, June) *OED Online*. Retrieved August 15, 2022, from <https://www.oed.com/view/Entry/204850>
- Translatorese. (n.d.) Translatorese. In *Merriam-Webster.com Dictionary*. Retrieved February 23, 2023, from <https://www.merriam-webster.com/dictionary/translatorese>
- 梅林博人 (2000) 「近代小説にみる接続詞『そして』 翻訳調といわれる『A そして B』をめぐって」 『国文学 解釈と鑑賞』 65–07: 36–42.
- 山口昌也 (2017) 「国会会議録における言語表現の時間的変化の予備的分析」 『言語資源活用ワークショップ発表論文集』 2: 304–312.

## 付録

表 1. 使用した帝国議会議録

|    | 帝国<br>議會<br>回次 | 院名 | 會議名                 | 号数  | 開会日付       |
|----|----------------|----|---------------------|-----|------------|
| 1  | 90             | 衆  | 本會議                 | 5号  | 昭和21年6月25日 |
| 2  | 90             | 衆  | 本會議                 | 6号  | 昭和21年6月26日 |
| 3  | 90             | 衆  | 本會議                 | 8号  | 昭和21年6月28日 |
| 4  | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 2号  | 昭和21年7月1日  |
| 5  | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 4号  | 昭和21年7月3日  |
| 6  | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 6号  | 昭和21年7月5日  |
| 7  | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 7号  | 昭和21年7月6日  |
| 8  | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 10号 | 昭和21年7月11日 |
| 9  | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 11号 | 昭和21年7月12日 |
| 10 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 13号 | 昭和21年7月15日 |
| 11 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 15号 | 昭和21年7月17日 |
| 12 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 17号 | 昭和21年7月19日 |
| 13 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員会          | 18号 | 昭和21年7月20日 |
| 14 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員小委員会       | 1号  | 昭和21年7月25日 |
| 15 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員小委員会       | 2号  | 昭和21年7月26日 |
| 16 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員小委員会       | 3号  | 昭和21年7月27日 |
| 17 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員小委員会       | 4号  | 昭和21年7月29日 |
| 18 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員小委員会       | 7号  | 昭和21年8月1日  |
| 19 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員小委員会       | 8号  | 昭和21年8月2日  |
| 20 | 90             | 衆  | 帝国憲法改正案委員小委員会       | 12号 | 昭和21年8月16日 |
| 21 | 90             | 貴  | 本會議                 | 23号 | 昭和21年8月26日 |
| 22 | 90             | 貴  | 本會議                 | 24号 | 昭和21年8月27日 |
| 23 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 1号  | 昭和21年8月31日 |
| 24 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 4号  | 昭和21年9月4日  |
| 25 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 5号  | 昭和21年9月5日  |
| 26 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 6号  | 昭和21年9月6日  |
| 27 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 8号  | 昭和21年9月9日  |
| 28 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 9号  | 昭和21年9月10日 |
| 29 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 12号 | 昭和21年9月13日 |
| 30 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 14号 | 昭和21年9月16日 |
| 31 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 15号 | 昭和21年9月17日 |
| 32 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 17号 | 昭和21年9月19日 |
| 33 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 22号 | 昭和21年9月26日 |
| 34 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨 | 3号  | 昭和21年10月1日 |
| 35 | 90             | 貴  | 帝国憲法改正案特別委員会        | 24号 | 昭和21年10月3日 |

表 2. 使用した国会会議録

| 国会<br>回次 | 院名  | 会議名               | 号数  | 開会日付        |
|----------|-----|-------------------|-----|-------------|
| 1        | 22  | 衆 内閣委員会           | 49号 | 昭和30年7月28日  |
| 2        | 24  | 衆 内閣委員会           | 22号 | 昭和31年3月13日  |
| 3        | 24  | 参 内閣委員会           | 40号 | 昭和31年5月9日   |
| 4        | 68  | 衆 内閣委員会           | 15号 | 昭和47年4月25日  |
| 5        | 71  | 衆 法務委員会           | 46号 | 昭和48年9月21日  |
| 6        | 87  | 参 内閣委員会           | 13号 | 昭和54年5月31日  |
| 7        | 126 | 衆 政治改革に関する調査特別委員会 | 3号  | 平成5年3月17日   |
| 8        | 143 | 衆 予算委員会           | 4号  | 平成10年8月19日  |
| 9        | 147 | 衆 憲法調査会           | 4号  | 平成12年3月9日   |
| 10       | 147 | 衆 憲法調査会           | 8号  | 平成12年4月27日  |
| 11       | 149 | 衆 憲法調査会           | 1号  | 平成12年8月3日   |
| 12       | 150 | 衆 憲法調査会           | 3号  | 平成12年10月26日 |
| 13       | 150 | 衆 文教委員会           | 4号  | 平成12年11月17日 |
| 14       | 151 | 衆 憲法調査会           | 7号  | 平成13年6月14日  |
| 15       | 156 | 参 憲法調査会           | 7号  | 平成15年5月14日  |
| 16       | 160 | 衆 憲法調査会           | 1号  | 平成16年8月5日   |
| 17       | 161 | 参 本会議             | 2号  | 平成16年10月14日 |
| 18       | 161 | 衆 憲法調査会公聴会        | 1号  | 平成16年11月11日 |
| 19       | 161 | 衆 憲法調査会公聴会        | 2号  | 平成16年11月18日 |
| 20       | 161 | 参 憲法調査会           | 6号  | 平成16年12月1日  |
| 21       | 161 | 衆 憲法調査会           | 4号  | 平成16年12月2日  |
| 22       | 162 | 衆 憲法調査会           | 3号  | 平成17年2月17日  |
| 23       | 162 | 衆 憲法調査会           | 4号  | 平成17年2月24日  |
| 24       | 179 | 参 憲法審査会           | 3号  | 平成23年12月7日  |
| 25       | 180 | 衆 憲法審査会           | 1号  | 平成24年2月23日  |
| 26       | 180 | 参 憲法審査会           | 6号  | 平成24年5月30日  |
| 27       | 183 | 衆 憲法審査会           | 9号  | 平成25年5月16日  |
| 28       | 183 | 参 憲法審査会           | 5号  | 平成25年6月5日   |
| 29       | 183 | 衆 憲法審査会           | 12号 | 平成25年6月13日  |
| 30       | 187 | 参 憲法審査会           | 2号  | 平成26年10月22日 |
| 31       | 187 | 衆 憲法審査会           | 3号  | 平成26年11月19日 |
| 32       | 189 | 参 予算委員会           | 20号 | 平成27年8月24日  |